

大阪府民で、国立学校に在学の方へ

※高校3年生の方(中等教育学校後期課程6年生)で、**国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定の方**  
※高等専門学校の方のみ、加算額が支給されていない方も対象とします。

## ＼R6年度大阪府の高等学校等授業料無償化制度／

11/1(金)  
～  
11/30(土)

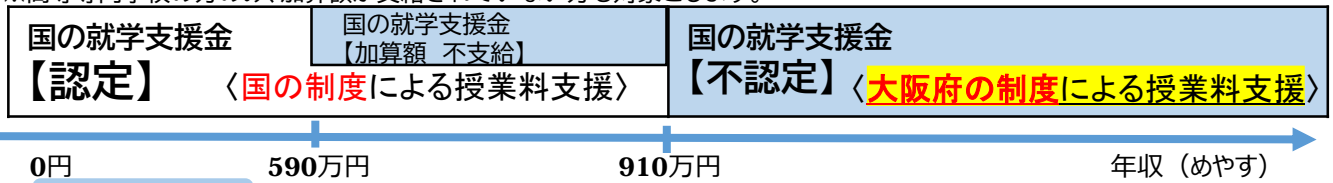
# 授業料支援金の申請をしてください！



申請しないと授業料無償にならないんや...

11月になったらすぐ申請せな

大阪府の新制度である授業料無償化制度です。**高校3年生の方(中等教育学校後期課程6年生)**で、**国の就学支援金が「所得超過」を理由に不認定**となり、**授業料を負担される方を対象**とします。  
※高等専門学校の方のみ、加算額が支給されていない方も対象とします。



### 要件

基準日(毎月1日時点)において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 国の就学支援金が所得制限を理由として対象外であること
- ② 生徒が、高等学校等に在学していること(滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山の高等学校等も対象です)※
- ③ 生徒及び保護者等が、原則大阪府内に住所を有していること

### 申請方法

※原則、募集要件で大阪府民の入学が認められている学校が対象です。

大阪府行政オンラインシステムで申請してください。(インターネット環境のない方は、紙での申請も可能です。)



利用者情報の登録

新規登録

※既に登録済の方は、登録不要です。

手続きの検索

手続き一覧(個人向け)

「授業料支援金」の申請を選択します。

手続きの申請

手順に沿って手続きの申請を行います。

大阪府 行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

詳しくは裏面をご覧ください。



## 申請の流れ

(授業料支援金の申請の前に、国の就学支援金制度に申請し、所得超過を理由として不認定となる必要があります。)

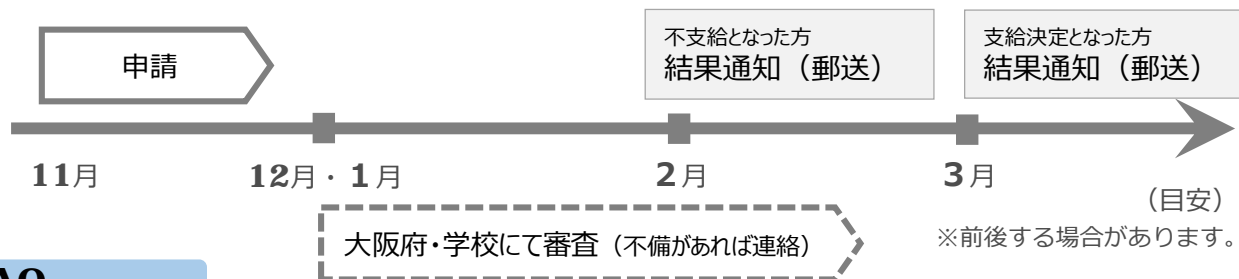
- **11月30日(土)まで(消印有効)**に、お手持ちのスマートフォン又はPC端末等から、大阪府行政オンラインシステムにて、「利用者登録」を行ったうえで「授業料支援金」を申請してください。

(ご自宅にインターネット環境がない場合は、紙申請を受け付けます。申請書については、返信用110円切手・封筒(送付先住所を明記したもの)を同封のうえ、次の宛先まで郵送してください。)

〒540-8571 大阪市 中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階

大阪府教育庁施設財務課 授業料支援金担当 宛て

- **提出期限までに申請しなかった方については、授業料を支払っていただきます。**
- 不備があった場合、学校又は大阪府から連絡する場合があります。  
なお、指定の期日までに書類の確認等ができなかった場合は不支給の扱いとなりますのでご了承ください。
- 支給決定となった方については、3月をめどに結果通知書を郵送いたします。  
※申請時に入力された保護者の住所宛てに発送します。
- 期日までに書類の補正がなかった方、又は審査の結果不支給となった方については、2月初旬頃以降に結果通知書を郵送いたします。※申請時に入力された保護者の住所宛てに発送します。
- 授業料に関することは、在学の学校へお問合せください。



## FAQ

Q1 国立学校は、どこが対象になりますか？

-A1 国立高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校の3年生、中等教育学校6年生です。

Q2 国の就学支援金の申請をした(所得制限を理由に不認定)ので、授業料支援金の申請はしなくてもいいですか？

-A2 授業料支援金の申請は必ず行ってください。申請されない場合、授業料をお支払いいただきます。

Q3 双子がいるのですが、どのように申請したらよいですか？

-A4 まずは利用者登録を行い、申請を2名分行ってください。

Q4 やむを得ず生徒や保護者が大阪府に住んでいないのですが、対象外ですか？

-A4 やむを得ない事情により生徒もしくは保護者の一方が府外にお住まいの場合でも、対象になることがあります。まずは上記「申請の流れ」に沿って申請してください。後日学校又は大阪府からご連絡しますので、期日までに申請を行ってください。

Q5 途中で要件を満たさなくなったのですが、その場合どうなりますか？

-A5 毎月1日時点で要件を満たしているかどうか学校に確認させていただきます。要件を満たさない事由が2日以降に発生した場合、当該月までは対象、翌月以降は対象外となります。

## お問合せ先

【授業料支援金に関すること】(手順の詳細はこちらをご確認ください)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/jugyoryoshienkin.html>

【AIチャットボットで相談する】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン：06-6910-8001

